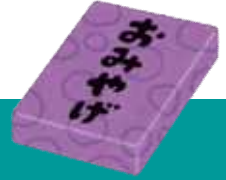


取扱加盟店舗
担当者限り

「旅して応援！」あきた県民割 キャンペーン



地域限定クーポン

取扱マニュアル ＜取扱加盟店舗用＞

＜HP掲載用＞

地域限定クーポン使用可能期間

令和3年4月16日(金)～令和3年5月31日(月)

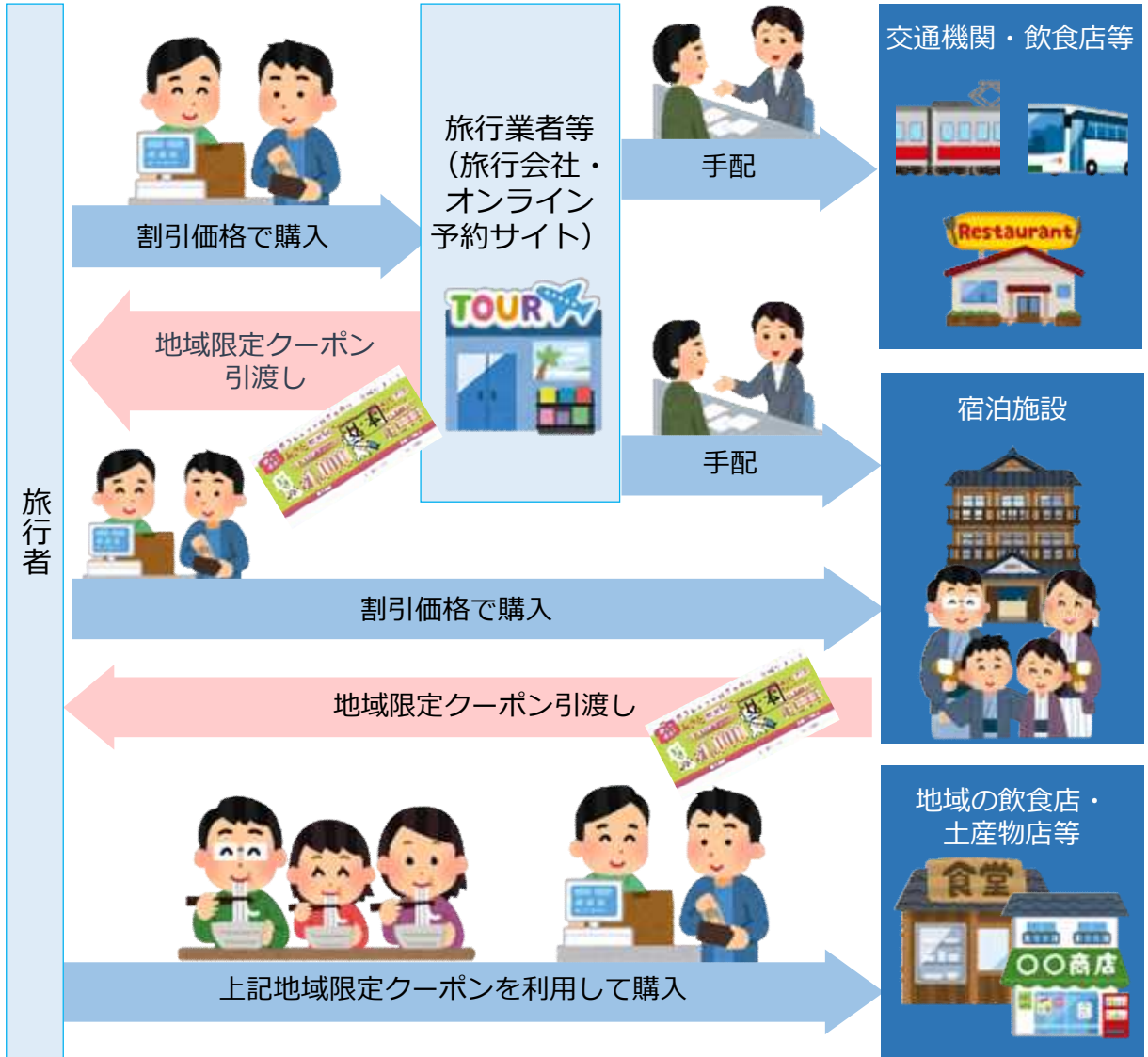


「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局

※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府・県の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン 地域限定クーポンの流れ

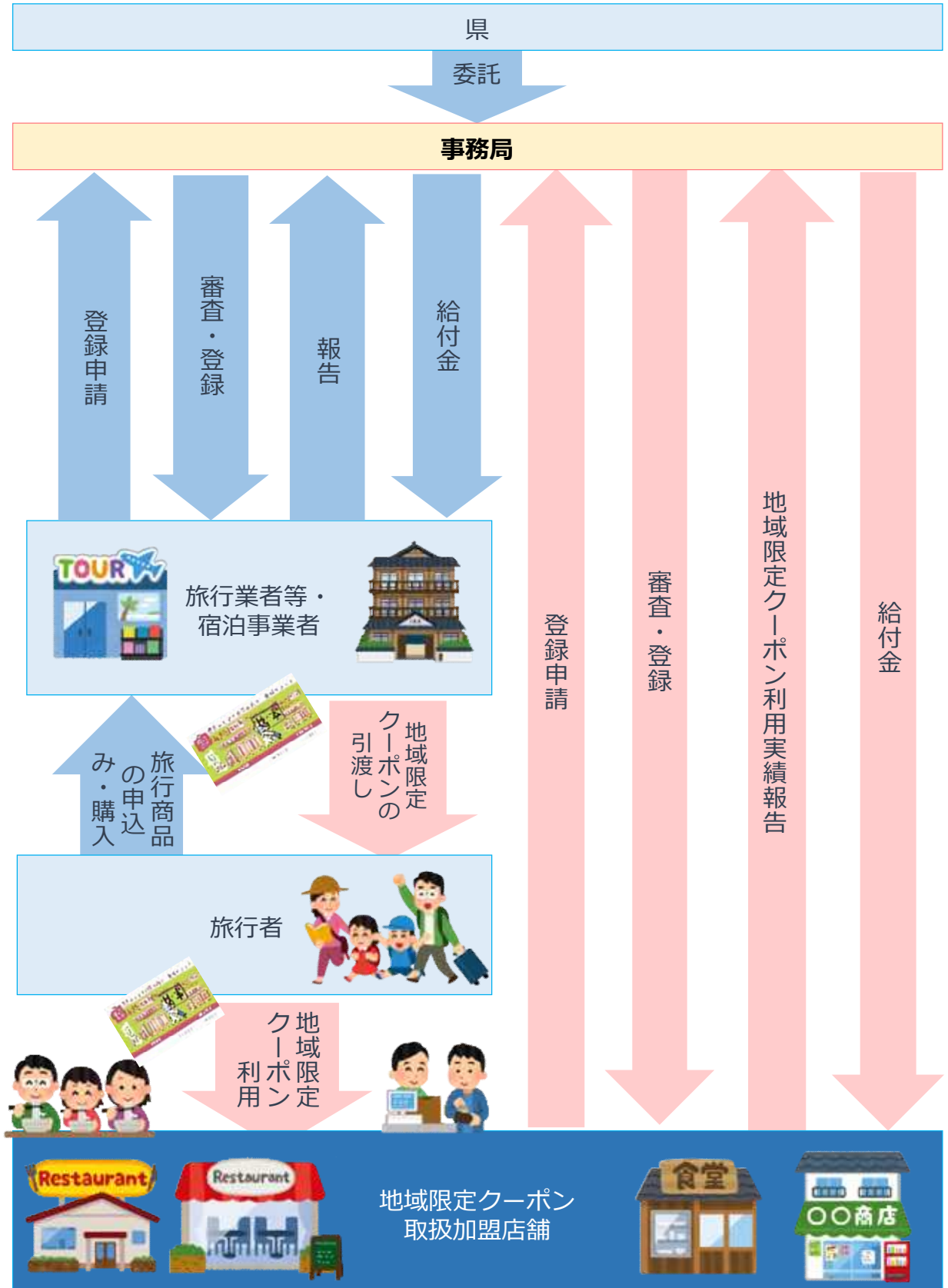
基本スキーム図



概要

- 地域限定クーポンは、旅行事業者・宿泊施設等で受け取り。
- 地域限定クーポンは、1,000円単位で発行。
- 地域限定クーポンは、紙クーポンの1種。
- 旅行者から受け取った地域限定クーポンを各取扱店舗が事務局に請求。

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンの流れ



地域限定クーポンの概要

名称	「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン 地域限定クーポン									
発行者	秋田県									
発行券種	<ul style="list-style-type: none"> 紙クーポン（券種：1,000円） 									
利用期間 （クーポンの有効期限）	<p>宿泊旅行の場合：宿泊日とその翌日 日帰り旅行の場合：旅行の当日</p> <p>※ 5月31日が宿泊日の場合、例外的にクーポンの有効期限は6月1日となります。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、配布及び利用を停止することがあります。</p>									
配布方法 （クーポン）	<p>事業への参加登録を行った旅行業者・宿泊事業者等から旅行者へ配布</p>  <p>旅行業者 宿泊事業者 旅行者</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行者からクーポンを受け取る際に、偽造等されていないかご確認ください（P10参照）。 旅行者からクーポンを受け取る際に、有効期間をご確認ください（P11参照）。 									
利用可能店舗	あきた県民割キャンペーン事務局の登録を受けた店舗・施設等（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む）									
給付額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担額 （割引適用後の旅行代金）</th> <th>地域限定クーポン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1,000 円</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>1,001～2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,001 円～</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1泊(日帰り旅行は1回)あたりの金額です。</p>		利用者負担額 （割引適用後の旅行代金）	地域限定クーポン	～1,000 円	対象外	1,001～2,000 円	1,000 円	2,001 円～	2,000 円
利用者負担額 （割引適用後の旅行代金）	地域限定クーポン									
～1,000 円	対象外									
1,001～2,000 円	1,000 円									
2,001 円～	2,000 円									

地域限定クーポン 受け取りの流れ

STEP1

スターターキット・換金精算ツールを
事務局から受け取り確認する
P5・6



STEP2

事前の準備
P7・8



STEP3

お客様から地域限定クーポンを受け取る
P9~13



STEP4

地域限定クーポンの精算（換金請求）
P14~21

STEP1 スターターキットを事務局から受け取り確認する

スターターキットを受け取って内容を 確認してください

1店舗あたり以下のものを含むスターターキット（1セット）を事務局から配送します。

①取扱店舗用 地域限定クーポン 取扱マニュアル

1冊



②地域限定クーポンの見本

1枚



③ポスター（A4）

2枚



STEP1 換金精算ツールを事務局から受け取り確認する

※換金精算ツールは4月下旬に納品となります。スターターキットとは別に発送となりますので、ご注意ください。

①返信用封筒

換金用伝票返信用封筒



②伝票（白紙）

換金用伝票

換金用伝票が足りない場合は、事務局コールセンター（電話番号：0120-310-012）にご連絡ください。

控えはご自身でコピーしてください。

記入日	20	年	月	日
換金用伝票 (1枚目：センター送付用)				
自治体名	秋田県（地域限定クーポン）			
取扱店舗コード	_____			
取扱店舗名	_____			
電話番号	_____			
地域限定クーポン 合計枚数	_____			枚

手順1

従業員の方に本マニュアルの内容を説明してください

特に「STEP3 お客様からクーポンを受け取る」についてご説明ください。

手順2

地域限定クーポン取扱店舗ポスター等を掲示してください

「地域限定クーポン取扱店舗ポスター」は、店頭などのお客様から見えやすい場所へ貼ってください。

また、感染症対策の一環として、**各業種別ガイドライン**から各業界団体が定めている**ガイドライン**と**秋田県ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのお願い」**を必ずご確認ください、感染拡大防止に努めてください。

- 業種別ガイドライン

(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>)



- 秋田県ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのお願い」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49784>)



こんなとき、どうする？

地域限定クーポンの取扱店舗である事を知ってもらう為に、事務局から配布されるステッカーやポスターの他に広告物を作成してもいいですか？

可能です。公式ロゴについては「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン使用ガイドラインを遵守していただくことを前提に、公式ホームページより自由にダウンロードしてお使いいただくことが可能です。

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンWEBサイト

: <https://aki-wari.com>

手順3

独自の利用ルールがある場合は、 お客様が認識できるようにしてください

取扱店舗独自で地域限定クーポンを利用できない商品を決める場合や、1回あたりの地域限定クーポン使用限度額を決める場合は、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるように**してください。

また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外を定める場合も同様に、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるように**してください。

STEP3 お客様から地域限定クーポンを受け取る

1. お客様（旅行者）への対応

手順1 お会計（支払い額の提示）

手順2 お客様（旅行者）が地域限定クーポン使用の意思表示

- ・ 使用対象外の商品購入・サービス提供（当マニュアルP22）への使用はお断りください。
- ・ お釣りは出せないことをお伝えください。
- ・ 地域限定クーポンで購入した商品の返品はできないことをお伝えください。

手順3 “利用加盟店控（小）”部分が切り離されていないかをご確認ください

すでに半券が切り取られているクーポンは、使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。



本券部分（大）（換金請求送付用）

利用加盟店控（小）

切り離されていないことを確認ください

手順4

受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください

偽造防止加工、色合いなどを確認し、偽造、変造、模造等されていないかご確認ください。（必要に応じて地域限定クーポンの見本券と比較してください。）
偽造等と思われる場合は地域限定クーポンの受取を拒否し、速やかに警察へ通報するとともに、コールセンター（電話番号：0120-310-012）へご連絡ください。

<判定ポイント> 下記を必ずご確認ください

書面にてご確認ください

偽造等された地域限定クーポンについては換金請求に応じられませんので必ず確認してください。

STEP3 お客様から地域限定クーポンを受け取る

手順5

受け取る前に有効期限をご確認ください

有効期限

期間内であることをご確認ください。



有効期限の記載がない場合、換金できません。

手順6

お客様（旅行者）からクーポンをお受け取りください

お客様から必要枚数を受け取ってください。
不足分は、現金等で受領してください。

地域限定クーポン使用に関するトラブルについて

地域限定クーポン使用に関するトラブルについては、原則としてマニュアル等を参考に各取扱店舗にてご対応をお願いいたします。

※お困りの場合は、コールセンター（電話番号：0120-310-012）にご相談ください。

STEP3 お客様から地域限定クーポンを受け取る

2. 受け取った地域限定クーポンの処理

手順7 ミシン目に沿ってクーポンを切り離して保管してください

表面

本券部分（大）（換金請求送付用）

利用加盟店控（小）



<イメージ>



こんなとき、どうする？

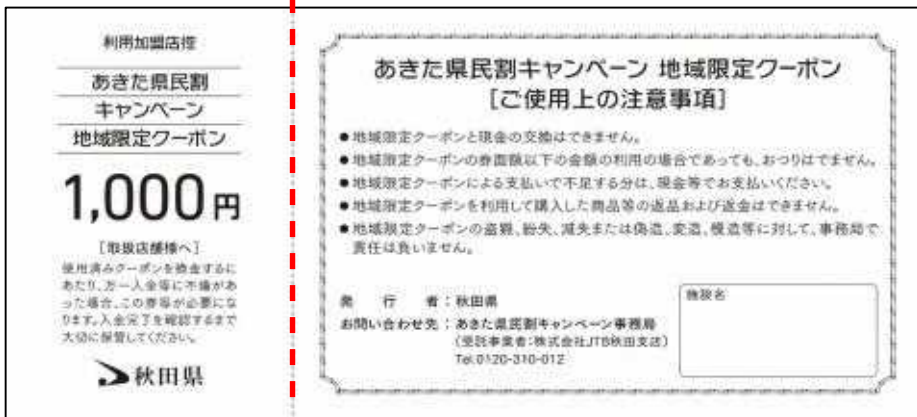
利用加盟店控（小）のみを収受し、本券部分（大）（換金請求送付用）をお客様に返却してしまった場合は？

精算は本券部分（大）のクーポン番号を読み取りますので**必ずお手元に保管**してください。利用加盟店控（小）では精算が出来ません。
地域限定クーポンのお取扱いには充分ご注意ください。

STEP3 お客様から地域限定クーポンを受け取る

裏面

切り離してください



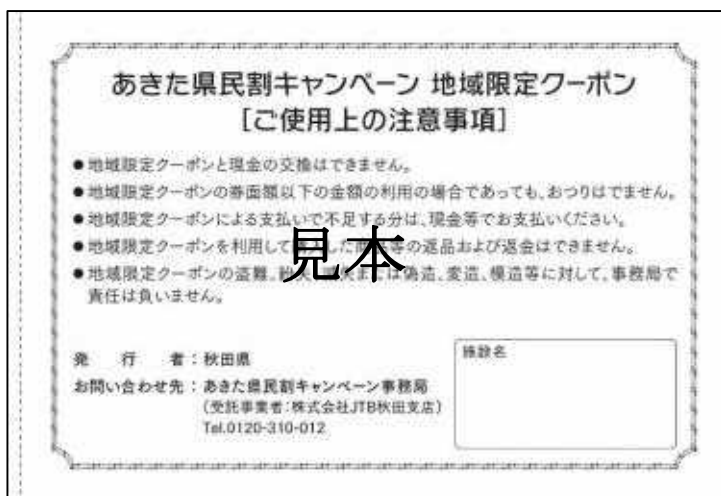
裏面には施設名をスタンプにて押印してください。**精算できなくなる場合があります。なお、施設名のスタンプがない場合は手書きでも差し支えありません。**

利用加盟店控 (小)

本券部分 (大) (換金請求送付用)

精算後入金額の確認をするために使用します。大切に保管してください。

精算に使用します。(精算方法はP16~21に記載)



見本

※地域限定クーポンの精算は本券部分 (大) のクーポン番号を事務局側が読み取ることにより行います。**お客様 (旅行者) に返却してしまわないようご注意ください。(利用加盟店控 (小) では精算できません。)**

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

地域限定クーポン受取から精算までの流れ

①取扱店舗が旅行者から地域限定クーポン受取

締日

②取扱店舗からの換金請求

換金請求は、決められたそれぞれの締め日（P21参照）までに行ってください。

③事務局にて審査

④登録口座へ振込

締日から1か月以内

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

①取扱店舗が旅行者から地域限定クーポン受取

②取扱店舗からの換金請求

- 取扱店舗は、換金用伝票及び受け取ったクーポンの本券部分（大）を同封し、精算事務センターへ発送してください。配送費用は事務局が負担いたします。
- 換金請求は、決められたそれぞれの締め日（P21参照）までに行ってください。
- 最終締め日を過ぎてからの受付には応じられません。

※お送りいただいた換金用伝票の写しが必要な場合は
各店舗にてコピーをお取りください。

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

手順1 換金用伝票に必要事項を記入してください

書面にてご確認ください

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

書面にてご確認ください

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

書面にてご確認ください

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）



こんなとき、どうする？

お客様が誤ってクーポンを洗濯したことなどにより、
毀損や汚損されている場合は？

**偽造防止セキュリティ仕様が判別できた上で、地域限定クーポン表面の
クーポン番号が読めなければ使用できません。**

次の2つを満たしていれば使用可能です。

- ・2ヶ所の連続番号が確認できるもの。（下記参照）
- ・券面の面積が5分の4以上のもの。

それでも判断できない場合は、あきた県民割キャンペーン事業地域共通クーポン事務局へお問い合わせください。

【偽造防止セキュリティ仕様】

書面にてご確認ください

クーポンの2ヶ所の連続番号が確認できるものとは？

本券部分（大）と利用加盟店控（小）に共通の6桁の数字が記載されています。

本券部分（大）（6桁）
例) No.000000



利用加盟店控（6桁）例) No.000000

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	地域限定クーポンの精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	原則 とりまとめて申請 本部を1事業者として精算することも可	とりまとめて請求 可能 本部を1事業者として精算することも可
商店街・大型商業施設等	商店街を構成する事業者や大型商業施設のテナントなどについて とりまとめて申請 可能	商店街を構成する事業者や大型商業施設のテナントなどについて とりまとめて請求 可能

※Go toトラベル事業と同様の方式にて登録・精算となります。

※とりまとめて換金請求することとされている場合は、とりまとめの方（フランチャイズ本部商業施設宛）にご相談ください。



こんなとき、どうする？

登録申請をとりまとめて行った場合、
クーポンの精算（換金請求）も
とりまとめなければならないのですか？

登録申請のみとりまとめていただき、クーポンの精算（換金請求）は個々の事業者ごとに行っていただくことも可能です。

STEP4 地域限定クーポンの精算（換金請求）

③事務局にて審査

④登録口座へ振込

- ・換金は、取扱店舗ごとに事務局が指定する3回の締め日（以下参照）までに送付されたクーポンについて、締め日から**1か月以内**に、登録いただいた口座に振込むことにより行います（ただし、換金用伝票その他の書類に不備がある場合はさらに時間を要します）。
- ・クーポンの換金はクーポン番号による読み取り結果を正とし、入金額に異議がある場合は、**入金日から2週間以内に限って受け付けます。2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられません。**

換金精算（締め日）	
2021年5月 7日（金）	精算締め日1回目（予定）
2021年5月31日（月）	精算締め日2回目（予定）
2021年6月15日（火）	精算締め日3回目（予定）

(参考) 注意事項

- 有効期間（令和3年5月31日）を過ぎた場合、地域限定クーポンは使用できません。
※5月31日が宿泊日の場合、例外的にクーポンの有効期限は6月1日となります。
 - 地域限定クーポンと現金の交換・売買は禁止されています。
また、釣り銭を出すことは出来ませんので、販売額を上回る利用をお勧めしてください。
 - 地域限定クーポンは以下のものは使用対象になりません。
 - A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
 - B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - C たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
 - D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
 - F 会費、商品及びサービスの引換金代金
 - G 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - J その他、各飲食店及び秋田県が適当と認めないもの
- ※上記の禁止行為、使用対象にならないものによる地域限定クーポンの使用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。
- ※地域限定クーポンの使用できないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるように明示してください。
- 使用される地域限定クーポンが偽造されたものでないか確認してください。明らかに偽造された地域限定クーポンと判別できる場合は、地域限定クーポンの受け取りを拒否し速やかに警察へ通報するとともに、コールセンター（電話番号：0120-310-012）へご連絡願います。
 - 宿泊等の実態を伴わずに授受した地域限定クーポンを換金する行為は、詐欺罪等法令違反にあたる場合があります。そのような情報が寄せられた場合、所管官庁に通報します。
 - 取引により地域限定クーポンを受け取ったときは、利用加盟店控（小）を切り取ってください。
※使用済み地域限定クーポンを換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、利用加盟店控（小）による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管してください。
 - 県内の新型コロナウイルスの感染状況が、国の分科会提言におけるステージⅢ相当以上と知事が判断した場合等には、当キャンペーンは停止になります。停止の際の取扱いについては『「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンWEBサイト』をご確認ください。

地域限定クーポンの注意事項

- 地域限定クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引に利用できます。
- 地域限定クーポンと現金の交換はできません。
- 地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは出せません。
- 地域限定クーポンによる支払いで不足する分は現金等で受け取りください。
- 地域限定クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。
- 地域限定クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、事務局で責任は負いません。

地域限定クーポンの取扱店舗登録の取消し

下記事項が発覚した場合、地域限定クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、**事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。**

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 地域限定クーポン取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 地域限定クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ 地域限定クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合

- ※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめる商店街・大型商業施設等を含む）から報告を求め、また、立入調査を行うことがあります。
- ※ 取扱店舗登録が取り消された場合、以後、地域限定クーポンの取扱いを行うことはできません。
- ※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

その他留意事項

- 取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は『「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン地域限定クーポンの使えるお店』として、あきた県民割キャンペーン事業旅行者向け公式サイト等に掲載いたします（予定）。
- 本事業用にデザインされた「地域限定クーポン」の肖像使用を含む広報告知物の作成については、使用ガイドラインを遵守していただくことを前提に、公式ホームページより自由にダウンロードしてお使いいただくことが可能です。
- 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡することはできません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等することはできません。
- 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届出（コールセンターへ連絡）をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況、政府全体や県の方針等により、本取扱要領に記載の内容が変更される可能性があります。

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン コールセンター

その他、質問・ご不明点等ありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

事業者向け
電話番号

0120-310-012

(9時から18時 年中無休)

